

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

○ 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六条（略）</p> <p>（法第十三条の二第一項の規定により支給しない手当の額）</p> <p>第七条 受給資格者（法第十三条の二第一項に規定する受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対する手当について、同項の規定により支給しない手当の額は、月を単位として、支給開始月（法第七条第一項に規定する支給開始月をいう。）の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過した日（法第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過した日）の属する月の翌月以降に法第十三条の二の規定の適用がないものとして法の規定により支給すべき手当の額に二分の一を乗じて得た額（その額が同条第一項ただし書に規定する当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えるときは、当該相当する額）とし、これらの額に十円</p>	<p>第五条の二（略）</p>

（資料3）

未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(法第十三条の二第二項の政令で定める事由)

第八条 法第十三条の二第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 受給資格者が就業していること又は求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしていること。
- 二 受給資格者が別表第一に定める障害の状態にあること。
- 三 前号に掲げる事由のほか、受給資格者が疾病又は負傷のために就業することができないことその他の自立を図るための活動をすることが困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること。

第九条 (略)

第十条 (略)

別表第一 (第一条、第八条関係)

第五条の三 (略)

第六条 (略)

別表第一 (第一条関係)

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 認定及び支給等（第十五条—第二十四条の五）</p> <p>第三章 (略)</p> <p>（一部支給停止の適用除外に関する届出）</p> <p>第三条の三 支給資格者（母に限る。以下この条、第二十四条の四第三項、第二十四条の五及び第二十六条第二項において同じ。）は、法第十三条の二第一項に規定する期間が満了する月（以下「五年等満了」という。）の翌月以降において、令第八条各号に掲げる事由に該当する場合であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするときは、同項の規定の適用を受けようとする日の属する月（以下「適用除外事由発生月」という。）の末日（適用除外事由発生月が七月であるときは八月末日）までに、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（様式第五号の三）を、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他当該事由</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 認定及び支給等（第十五条—第二十四条の三）</p> <p>第三章 (略)</p>

が生じていることを明らかにできる書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

一 令第八条第一号に掲げる事由に該当する場合 次のイからハマまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからハマまでに掲げる書類に就業している場合 雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つていることを証する書類その他の受給資格者が就業していることを明らかにできる書類（適用除外事由発生日（適用除外事由発生日が七月であり、これに基づいて当該年の八月に児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を提出する場合にあつては、七月又は八月のいずれかの時。ロ及びハにおいて同じ。）において就業していることを明らかにできる書類に限る。）

ロ 求職活動をしている場合 次に掲げるいずれかの書類（適用除外事由発生日において求職活動をしていることを明らかにできる書類に限る。）

(1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十条第一項第三号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の四第一項において同じ。）を実施する機関又は職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第二十四条の四第一項において同じ。）において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類

(2) 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類

ハ 第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしている場合  
公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図っていることを明らかにできる書類（適用除外事由発生月において同号に掲げる活動をしていないことを明らかにできる書類に限る。）

二 令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる書類等

イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときは、エックス線直接撮影写真

三 令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等

イ 第二十四条の四第三項第一号に該当する場合 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類等

ロ 第二十四条の四第三項第二号に該当する場合 次に掲げるいずれかの書類等

(1) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにでき

る書類等及び受給資格者が当該児童を介護する必要があることを明らかにできる書類

(2) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該親族を介護する必要があることを明らかにできる書類

2| 五年等満了月の翌月において令第八条各号に掲げる事由に該当する見込みである受給資格者であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までの間に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び同項各号に掲げる書類等を提出することができる。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動をしていること又は第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

3| 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けている受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

4| 前項に規定する受給資格者であつて、法第二十八条の二第一項又は第二項の規定による相談、情報の提供、助言又は支援を受けたものについては、前項中「から三十一日まで」とあり、及び「から八月三十一日まで」とあるのは、「から九月三十日まで」とする。

5| 前各項の規定による児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及びこれに添付する書類等の提出について、やむを得ない事情により期限までに提出できなかつた場合は、その事情が消滅してから速やかに提出しなければならない。

(準用)

第十二条の三 第三条から第六条まで（第三条の二第一項、第三条の三、第五条第二号及び第六条第一項第三号を除く。）、第十一条から前条まで（第十二条第三号を除く。）及び第十四条の規定は、受給資格の認定を受けた者であつて法第九条から第十一条までの規定により手当の全部の支給を受けていないもの（以下「全部支給停止者」という。）について準用する。この場合において、第三条の二第二項中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項、第十条又は第十一条」と、「一部」とあるのは「全部」と、第三条の二第三項

(準用)

第十二条の三 第三条から第六条まで（第三条の二第一項、第五条第二号及び第六条第一項第三号を除く。）、第十一条から前条まで（第十二条第三号を除く。）及び第十四条の規定は、受給資格の認定を受けた者であつて法第九条から第十一条までの規定により手当の全部の支給を受けていないもの（以下「全部支給停止者」という。）について準用する。この場合において、第三条の二第二項中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項、第十条又は第十一条」と、「一部」とあるのは「全部」と、第三条の二第三項中「第九条第一項」とあるの

中「第九条第一項」とあるのは「第九条から第十一条まで」と、第四条の二中「手当の支給が行われている児童」とあるのは「法第九条から第十一条までの規定により手当の全部の支給が行われていない児童」と、第六条第二項第一号中「前項第一号及び第三号」とあるのは「前項第一号」と、第十二条の二中「第九条及び前条の届書又は申請書」とあるのは「及び前条の届書」と、第十四条中「申請書若しくは診断書又は児童扶養手当証書」とあるのは「又は診断書」と、「提出又は返納する場合」とあるのは「提出する場合」と読み替えるものとする。

(証書の更新、支給停止の通知等)

第二十一条 (略)

2| 手当の支給機関は、法第十三条の二第一項の規定により手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当証書に所要事項を記載し、又は新たに児童扶養手当証書を作成し、これを受給者に返付し、又は交付しなければならぬ。

3| (略)

4| 手当の支給機関は、法第十三条の二第一項の規定により手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当支給停止通知書を受給者に交付しなければならぬ。

5| (略)

(法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るた

は「第九条から第十一条まで」と、第四条の二中「手当の支給が行われている児童」とあるのは「法第九条から第十一条までの規定により手当の全部の支給が行われていない児童」と、第六条第二項第一号中「前項第一号及び第三号」とあるのは「前項第一号」と、第十二条の二中「第九条及び前条の届書又は申請書」とあるのは「及び前条の届書」と、第十四条中「申請書若しくは診断書又は児童扶養手当証書」とあるのは「又は診断書」と、「提出又は返納する場合」とあるのは「提出する場合」と読み替えるものとする。

(証書の更新、支給停止の通知等)

第二十一条 (略)

2| (略)

3| (略)

(法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るため

めの活動)

第二十四条の三 法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動は、公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他職業能力の開発及び向上を図るための活動とする。

(令第八条第一号に規定する求職活動等)

第二十四条の四 令第八条第一号に規定する求職活動は、公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたこと、求人者に面接したことその他就業するための活動とする。

2| 令第八条第一号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動は、次の各号に掲げるものとする。

一 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動

二 法第二十八条の二第一項又は第二項の規定による相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又は前号に掲げる活動を行うこと。

3| 令第八条第三号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であること。

二 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態

の活動)

第二十四条の三 法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動は、職業訓練を受けていることその他職業能力の開発及び向上を図るための活動とする。

にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業することが困難であること。

(法第十三条の二第二項の適用)

第二十四条の五 第三条の三第一項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、適用除外事由発生月から翌年七月(適用除外事由発生月が一月から六月までの場合にあつては、当該年の七月)までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。

2| 第三条の三第二項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、五年等満了月の翌月から翌年七月(五年等満了月の翌月が一月から六月までの場合にあつては、当該年の七月)までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。

3| 第三条の三第三項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、当該年の八月から翌年七月までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。

(添付書類の省略等)

(添付書類の省略等)

第二十六条 (略)

2 手当の支給機関は、障害の状態にある児童、受給資格者又は受給資格者の親族について、既にこれらの障害の状態に関する診断書の提出を受けたことがある場合において、当該児童、受給資格者又は受給資格者の親族の障害の状態が固定している等の事情により当該障害の状態に関する診断書を添える必要がないと認めるときは、第一章の規定により請求書又は届書に添えなければならない当該障害の状態に関する診断書を省略させることができる。

3  
3  
6  
略

第二十六条 (略)

2 手当の支給機関は、障害の状態にある児童について、既に当該児童の障害の状態に関する診断書の提出を受けたことがある場合において、当該児童の障害の状態が固定している等の事情により当該障害の状態に関する診断書を添える必要がないと認めるときは、第一章の規定により請求書又は届書に添えなければならない当該障害の状態に関する診断書を省略させることができる。

3  
3  
6  
略

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (政 令)

- 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令(二三)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令(二四)

### (府令・省令)

- 前払式証券発行保証金規則等の一部を改正する命令(内閣府・法務一)
- 昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令(法務五)
- 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令(経済産業八)

### (告 示)

- 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁・法務・財務一)

- 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件(総務五六)
- 衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件(同五七)
- 会社法第九百四十八条の規定に基づく調査機関の電子公告調査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件(法務五八)
- 土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件(同五九)
- 日本国に帰化を許可する件(同六〇)
- 医療法施行規則に基づく同令第十二條の厚生労働大臣の登録を受けた者の所在地の変更の件(厚生労働二七)
- 健康保険組合の事務所の所在地を変更した件(同二八)
- 租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九條の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件(農林水産二〇一)
- 飼料の公定規格の一部を改正する件(同二〇二)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通一一六)
- 東海防船舶通航信号所に関する告示(海上保安庁三四)
- 海上における射撃訓練を実施する件(防衛二二〇二七)
- 道路に関する件(関東地方整備局四三〇四五)

- 道路に関する件(北陸地方整備局一九、二〇)
- 道路に関する件(中部地方整備局七、八)
- 都市計画に関する件(同九)
- 道路に関する件(中国地方整備局九、一〇)
- 道路に関する件(四国地方整備局九)
- (国会事項)
- (人事異動)
- 法務省 海上保安庁 最高裁判所
- (官庁報告)
- 官庁事項
- 労働
- 関東地方整備局公示(関東地方整備局)
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)
- (公 告)
- 諸事項
- 官庁
- 南丹区域農用地整備事業における鎌谷中換地区の換地計画、泉州東部区域農用地整備事業における(小川(西)・塔原・塔原二・河合)換地区の換地計画、阿蘇小国郷区域特定地域整備事業における尾張換地区の換地計画、公示送達、建設業の許可の取消処分関係

裁判所  
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係  
特殊法人等  
厚生年金基金清算終了・清算人退任  
関係  
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

# 本号で公布された 法令のあらまし

◇児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令  
(政令第二十三号)(厚生労働省)

- 1 児童扶養手当の支給開始から五年を経過している者等に対して手当の一部を支給しない措置が適用されることとなることから、当該支給しない額及び当該措置を適用しない事由について定めることとした。(第七条関係)
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二十四号)(厚生労働省)

- 1 国民年金の被保険者期間の特例  
昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間(二〇歳前の期間及び六〇歳後の期間並びに昭和五十六年以前の日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。)とし、当該期間は国民年金の被保険者期間とみなすこととした。(第一条第一項及び第二項関係)
- 2 法第一三三第二項の政令で定める期間  
国民年金の保険料納付済期間等とすることとした。(第二条関係)
- 3 保険料の額及び法第一三三第四項の政令で定める額  
(一) 保険料の額は、昭和三十六年四月一日から一時金の支給を受けることができる者となつた日の前年度に属する三月三十一日までの各月の保険料の額で利率を考慮したものの平均額に相当する額とすることとした。(第六条第一項関係)

- (二) 法第一三三第四項の政令で定める額は、3の(一)の保険料の額に特例納付月数を乗じて得た額とすることとした。(第六条第二項関係)
- 4 国により保険料が納付された国民年金の被保険者期間の特例  
保険料の納付が行われた期間は、国民年金の保険料納付済期間とみなすこととした。(第七条関係)

- 5 年金額の改定の特例  
老齢基礎年金等の受給権者(6の(一)の請求をした者(以下「請求者」という)を除く)が、4により国民年金の保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、保険料の納付が行われた日(以下「公費充当日」という)の属する月の翌月から、年金額を改定することとした。(第一七条関係)
- 6 繰上げ年金の額の改定の特例  
(一) 繰上げ年金の受給権者であつて一時金の支給を受けることができる者は、社会保険庁長官に繰上げ年金の額の特例に係る改定を請求することができることとした。(第一八条第一項関係)

- (二) 請求者が、4により国民年金の保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、老齢基礎年金等については、国民年金法第二七条等の規定の例により計算した額とし、公費充当日の属する月の翌月から、年金額を改定することとした。ただし、請求者であつて、公費充当日に六五歳未満の者については5により年金の額を改定し、当該請求者が六五歳に達した日の翌月から、6の(一)により年金額を改定することとした。(第一八条第二項関係)
- (三) 6の(二)により年金の額が改定された繰上げ年金を支給する場合は、公費充当日(6の(一)ただし書の者にあつては、六五歳に達した日)の属する月までに、請求者に対し繰上げ年金として支給された額の総額から、請求者に係る老齢基礎年金等が六五歳に達した日の属する月の翌月から公費充当日の属する月までに当該請求者に対し支給されたとした場合の当該給付の額の総額を控除して得た額を当該繰上げ年金の内払とみなすこととした。(第一八条第三項関係)
- 7 この政令は、平成二〇年三月一日から施行することとした。

## 政令

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫

### 政令第二十三号

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第十三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。  
第六条を第十條とし、第五條の三を第九條とし、第六條を第十條とし、同條の次に次の二條を加える。  
第五條の二を第六條とし、同條の次に次の二條を加える。  
(法第十三條の二第一項の規定により支給しない手当の額)

第七條 受給資格者(法第十三條の二第一項に規定する受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ)に対する手当について、同項の規定により支給しない手当の額は、月を単位として、支給開始月(法第七條第一項に規定する支給開始月をいう)の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過した日(法第六條第一項の規定による認定の請求をした日)において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過した日(の属する月の翌月以降に法第十三條の二の規定の適用がないものとして法の規定により支給すべき手当の額に二分の一を乗じて得た額(その額が同条第一項ただし書に規定する当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えるときは、当該相当する額)とし、これらの額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(法第十三條の二第二項の政令で定める事由) 第八條 法第十三條の二第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 受給資格者が就業していること又は求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしていないこと。
- 二 受給資格者が別表第一に定める障害の状態にあること。
- 三 前号に掲げる事由のほか、受給資格者が疾病又は負傷のために就業することができないことその他の自立を図るための活動をするに困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること。

別表第一中「第一条」を「第一条、第八条」に改める。

附則  
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一  
内閣総理大臣 福田 康夫

御名 御璽

平成二十年二月八日  
内閣総理大臣 福田 康夫

### 政令第二十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十三條第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第十三條中「第三條第三項」を「第八條第三項」に改め、同條を第二十條とする。

第十二條の見出しを「昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に係る年金額の改定の特例」に改め、同條第一項中「国民年金法による老齢基礎年金若しくは同法附則第九條の三第一項の規定による老齢年金又は旧国民

年金の改定の特例」に改め、同條第一項中「国民年金法による老齢基礎年金若しくは同法附則第九條の三第一項の規定による老齢年金又は旧国民

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

- 〔省 令〕
  - 接続料規則の一部を改正する省令 (総務九)
  - 接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (同一〇)
  - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一一)
  - 児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令 (同一二)
- 〔告 示〕
  - 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示 (財務三四、三五)
  - 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 (同三六、四一)
  - 国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 (同四二、四四)
  - 国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 (同四五、五〇)

三

三

三

三

三

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同五一)

○平成二十年度において使用される小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教科書の定価を認可した件 (文部科学八)

○特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する件 (国土交通一一七)

### 〔官庁報告〕

#### 官庁事項

平成二十年度地方団体の歳入歳出総額の見込額 (内閣)

### 〔公 告〕

#### 諸事項

裁判所  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等  
独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事一部完了、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒処分取消訴訟の判決確定関係  
地方公共団体  
公債償還 (東京都・大阪市)、行旅死亡人、公示送達、環境影響評価書の縦覧関係  
会社その他  
会社決算公告

三

三

三

三

三

二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五

## 省 令

○総務省令第九号  
電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十年二月八日  
接続料規則の一部を改正する省令  
接続料規則 (平成十二年郵政省令第六十四号) の一部を次のように改正する。  
別表第二の二中

総務大臣 増田 寛也

光線電路総延長	153,440	km	を
光線電路総延長	141,526	km	に
電線共同溝総延長	894	km	を
電線共同溝総延長	7,194	km	に
電線共同溝総延長	998	km	に
電線ボックス総延長	6,926	km	を
監視設備 (総合監視)	0.0016	—	に
監視設備 (加入者交換機)	0.0705	—	を
監視設備 (中継交換機)	0.0680	—	に
監視設備 (市外線路)	0.0370	—	を
監視設備 (総合監視)	0.0015	—	に
監視設備 (加入者交換機)	0.0688	—	を
監視設備 (中継交換機)	0.0664	—	に
監視設備 (市外線路)	0.0365	—	を
共通用建物 対投資額比率	0.007490	—	に
共通用土地 対投資額比率	0.010623	—	を
共通用建物 対投資額比率	0.007740	—	に
共通用土地 対投資額比率	0.010378	—	を

(繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求)  
第十五条の二 令第十八条第一項の規定による同項に規定する繰上げ年金(以下「繰上げ年金」といふ。)の額の特例に係る改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣を経由して、社会保険庁長官に提出することによって行わなければならない。  
一 氏名、生年月日及び住所  
二 基礎年金番号  
三 繰上げ年金の年金証書の年金コード  
2 前項の請求書は、第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請と同時に、厚生労働大臣に対し理由のため提出しなければならない。  
第十六条第一項中「第十二条第二項」を「第十九条第二項」に改める。  
第十七条の表中「第七条」を「第十二条」に、「第八条」を「第十三条」に、「第九条」を「第十四条」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十年三月一日から施行する。  
第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三条の三第一項の規定による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第三項の一時金の支給の申請を行つた者について、この省令による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十五条の二第二項の規定を適用する場合には、同項中「第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請と同時に」とあるのは、「平成二十年三月十七日まで」とする。

○厚生労働省令第十二号  
児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第十三条の二第二項、第二十八条第一項及び第三十二条並びに児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)第八条第一号及び第三号の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十年二月八日 厚生労働大臣 外添 要一

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令  
児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二十四条の三」を「第二十四条の五」に改める。  
第三条の二の次に次の一条を加える。  
第三条の二の次に次の一条を加える。  
(一部支給停止の適用除外に関する届出)  
第三条の三 受給資格者(母に限る。以下この条、第二十四条の四第三項、第二十四条の五及び第二十六条第二項において同じ。)は、法第十三条の二第一項に規定する期間が満了する月(以下「五年等満了月」といふ。)の翌月以降において、令第八条各号に掲げる事由に該当する場合であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするときは、同項の規定の適用を受けようとする日の属する月(以下「適用除外事由発生月」といふ。)の末日(適用除外事由発生月が七月であるときは八月末日)までに、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書(様式第五号の三)を、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他当該事由が生じていることを明らかにできる書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出しなければならない。  
一 令第八条第一号に掲げる事由に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合に依り、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類  
イ 就業している場合 雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つてゐることを証する書類その他の受給資格者が就業していることを明らかにできる書類(適用除外事由発生月(適用除外事由発生月が七月であり、これに基づいて当該年の八月に児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を提出する場合にあつては、七月又は八月のいずれかの時。ロ及びハにおいて同じ。))において就業していることを明らかにできる書類に限る。

二 令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる書類等  
イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書  
ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときは、エックス線直接撮影写真  
三 令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合 次のイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等  
イ 第二十四条の四第三項第一号に該当する場合 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類等  
ロ 第二十四条の四第三項第二号に該当する場合 次に掲げる書類等  
一 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類  
二 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該親族を介護する必要があることを明らかにできる書類  
三 五年等満了月の翌月において令第八条各号に掲げる事由に該当する見込みである受給資格者であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までの間に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び同項各号に掲げる書類等を提出することができる。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動をしていること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

求職活動をしている場合 次に掲げるいずれかの書類(適用除外事由発生月において求職活動をしていることを明らかにできる書類に限る。)  
(1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業(母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百十九号)第三十条第一項第三号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の四第一項において同じ。))を実施する機関又は職業紹介事業者(職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第二十四条の四第一項において同じ。))において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類  
(2) 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行つてゐることを明らかにできる書類

ハ 第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしている場合 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図つてゐることを明らかにできる書類(適用除外事由発生月において同号に掲げる活動をしていることを明らかにできる書類に限る。)

二 令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる書類等  
イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書  
ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときは、エックス線直接撮影写真  
三 令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合 次のイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等  
イ 第二十四条の四第三項第一号に該当する場合 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類等  
ロ 第二十四条の四第三項第二号に該当する場合 次に掲げる書類等  
一 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類  
二 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該親族を介護する必要があることを明らかにできる書類  
三 五年等満了月の翌月において令第八条各号に掲げる事由に該当する見込みである受給資格者であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までの間に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び同項各号に掲げる書類等を提出することができる。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動をしていること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けている受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

- 4 前項に規定する受給資格者であつて、法第二十八条の二第二項又は第二項の規定による相談、情報提供、助言又は支援を受けたものについては、前項中「から三十一日まで」とあり、及び「から八月三十一日まで」とあるのは、「から九月三十日まで」とする。
- 5 前各項の規定による児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及びこれに添付する書類等の中から速やかに提出しななければならない。
- 第十二条の三中「第三条の二第二項」の下に「第三条の三」を加える。
- 第二十一条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。
- 4 手当の支給機関は、法第十三条の二第一項の規定により手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当支給停止通知書を受給者に交付しななければならない。
- 第二十一条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 手当の支給機関は、法第十三条の二第一項の規定により手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当証書に所要事項を記載し、又は新たに児童扶養手当証書を作成し、これを受給者に返付し、又は交付しななければならない。
- 第二十四条の三中「職業訓練を受けていることその他」を「公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他」に改め、第二章中同条の次に次の二条を加える。
- (令第八条第一号に規定する求職活動等)
- 第二十四条の四 令第八条第一号に規定する求職活動は、公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたこと、求人者に面接したことその他就業するための活動とする。
- 2 令第八条第一号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動は、次に掲げるものとする。
  - 一 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動
  - 二 法第二十八条の二第二項又は第二項の規定による相談、情報提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又は前号に掲げる活動を行うこと。
  - 3 令第八条第三号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。
    - 一 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であること。
    - 二 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要がある就業することが困難であること。
    - (法第十三条の二第二項の適用)
    - 第二十四条の五 第三条の三第一項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合は、適用除外事由発生日から翌年七月(適用除外事由発生日が一月から六月までの場合は、当該年の七月)までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。
    - 2 第三条の三第二項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合は、五年等満了月の翌月から翌年七月(五年等満了月の翌月が一月から六月までの場合は、当該年の七月)までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。
    - 3 第三条の三第三項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合は、当該年の八月から翌年七月までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。
- 第二十六条第二項中「障害の状態にある児童」の下に「受給資格者又は受給資格者の親族」を加え、既に当該児童を「既にこれらの者」に改め、「当該児童」の下に「受給資格者又は受給資格者の親族」を加える。
- 様式第五号の二の次に次の様式を加える。

様式第五号の二 (第三條の三関係)

(表 面)

※※ 氏 名	由 田	※※ 市区町村	由 田 市	平成 年 月 日
※※ 町 名	由 田 町	※※ 市区町村	由 田 市	平成 年 月 日
※※ 提 出 日	平成 年 月 日	※※ 提 出 日	平成 年 月 日	
児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書				
姓 名	.....			
住 所	.....			
住 所 番 号	第 .....	住 所 番 号	第 .....	住 所 番 号
次の(1)から(4)までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、その事実を明らかにできる書類を添えてください。				
(1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている。				
(2) 障害の状態にある。				
(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由 ( ) により就業することが困難である。				
(4) 監護する児童又は親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由 ( ) により、これらの者の介護を行う必要がある就業することが困難である。				
上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。				
平成 年 月 日	氏 名	印		
都道府県知事 (福祉事務所長) 殿				
市 町 村 長 (福祉事務所長)				
※※ 通 知	平成 年 月 日	第 .....	号	
備 考				

○裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。  
 ※、※※の欄には記入する必要がありません。  
 ○字は楷書ではつきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができません。